



小曾木地区の人口と世帯 (令和8年4月1日現在)
人口2,946人 世帯数1,726世帯 男1,455人 女1,491人

温泉保養施設の利用料助成

市内在住で65歳以上の方を対象に、温泉保養施設の利用料助成を行っています。

申請には、助成を受ける方の身分証明書（マイナンバーカードなど）をお持ちのうえ、市役所1階の高齢者支援課または各市民センターまでお越しください。なお宿泊施設をご利用の場合は施設の予約を済ませてから、その都度の申請となります。

日帰り 1日1回300円を限度（年度内12回まで）

宿泊 1泊3,000円を限度（年度内4泊以内）

★問合せ 高齢者支援課



ごみ袋の無料交付

市では、該当する世帯の方へ、年度に一回ごみ袋の無料交付を行っております。

該当条件は以下のとおりです。なお一度も申請をしていない場合は申請が必要です。

- 市民税非課税世帯で、世帯全員が65歳以上の世帯
- 市民税非課税世帯で、下記の手帳のいずれかを持っている障がい者がいる世帯
身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級
- 生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給世帯

★問合せ 清掃リサイクル課

マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成事業

該当する市民の方に向けて、1人につきタクシー運賃の2分の1の額を上限に助成します。利用には、マイナンバーカードを持ったご本人による事前の登録手続きが必要です。

令和7年度に登録された方は、再度の登録手続きは不要です。ただしマイナンバーカードを更新、または再交付された方は交通政策課窓口で再度登録手続きが必要ですのでご注意ください。なお本事業は予算に達し次第終了します。

- 対象者 市内に住所があり、以下の要件のいずれかに該当する方
満75歳以上の方。または満65歳以上で運転免許を持っていない方
運転経歴証明書をお持ちの方

妊産婦の方（妊娠中または出産後1年以内で、母子健康手帳をお持ちの方）

障がい者の方（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）

※登録の際には、利用者証明用電子証明書の暗証番号（4ケタ）の入力が必要です。

- 助成上限額 3,000円×登録月から年度末または有効期限までの月数
- 登録場所 市役所5階交通政策課または小曾木、成木、梅郷、沢井の各市民センター
- 受付時間 平日8時30分～午後5時（各市民センターの休館日を除く）
- 対象事業者 京王自動車（株）青梅営業所および福生営業所

★問合せ 交通政策課

